

令和3年1月8日

川崎市住宅供給公社における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急事態宣言に基づき、感染の拡大等を防止するため、緊急事態宣言期間中の当公社の業務運営等にあたっては、引き続き、可能な限り対面での協議、受付等を避け、電話、メール、郵送等により対応を行います。

お客様及びお取引先の皆様におかれましては、ご協力をお願いいたします。

窓口業務について

- 1 「賃貸住宅募集窓口」「すまいの相談窓口」については、感染拡大防止の観点から可能な限り対面での受付等を控えさせていただきますので、ご相談については、お電話やFAXにてご連絡ください。
- 2 「市営住宅」については、可能な限りお電話やメールにてご相談ください。また、手続等でご来社いただく場合は、マスクの着用をお願いします。
- 3 37.5度以上の発熱があるなど、体調に不安がある場合はご来社をお控えください。

職員等の取組について

- 1 出勤前の検温を義務付け、37.5度以上の場合出勤せず自宅で様子を見る事としています。
- 2 出勤時・帰社時の手洗い・うがいを行っています。
- 3 マスク着用を励行しています。

当公社主催の会議・手続き・職員等の出張について

- 1 不要不急の会議を延期いたします。
- 2 不要不急の出張・入居者への訪問を中止いたします。
- 3 必要な会議・手続き・入札等を行う場合、広い会議室の利用や換気を行うなど配慮したうえで実施いたします。

当公社の集会室等の利用・催しについて

- 1 まま&きっずひろばは、予約制にてご利用人数を制限して開所します。
- 2 当公社管理の集会室貸出は引き続き原則中止とさせていただきます。町内会の管理する当公社所有の集会室については、利用の自粛をお願いしています。

適用期間

国の緊急事態宣言を受けた川崎市の方針に準じて、当面の間とします。

(通常業務に戻る際は、改めて、公社ホームページ等でお知らせします。)

また、当公社では、カウンターに透明な仕切り板を置かせていただいております。お客様及び従業員の安全確保と感染拡大防止のため、ご了承くださいませようお願い申し上げます。